

## 第39回ミニトン全日本選手権大会 主催者—競技参加者契約書

「公益財団法人日本セーリング連盟と特別加盟団体日本ミニトン協会」共同主催のセーリング競技会「第39回ミニトン全日本選手権大会」に参加するにあたり、共同主催団体「公益財団法人日本セーリング連盟と特別加盟団体日本ミニトン協会」はすべての参加者と下記の契約を締結する事とする。

### 第1項 規則の順守

参加者は「セーリング競技規則」(The Racing Rules Of Sailing)及びに大会に適用されるレース公示(Notice Of Race)、帆走指示書(Sailing Instructions)のすべての規則及び指示に従うこと。

### 第2項 安全

参加者はレース公示(Notice of Race)に規定されるカテゴリと、それに準拠するOSRの発行する特別規定(Special Regulations)に対応し、艇および乗組員が安全装備について熟知しその使用訓練が来ていること。

### 第3項 責任の所在

競技会の主催者及びレース委員会は、参加者及びその艇、参加者及び支援者によって引き起こされた第三者に対するいかなる損失、損害、負傷、死亡事故に対し何らの責任も負わない。参加者は自己および乗員、艇の安全、第三者に対する損害に対し全責任を持っている。参加者は主催者が何も出来なかったという理由でその責任について追求出来ない。またスタートするか、あるいはレースを継続するかどうかを決める責任は参加する艇にある。

「ORC特別規定セクション2.0 オーナーの責任」

2.1 艇と乗務員の安全の確保は、オーナー又はオーナー代理の避けられない責任でありオーナーは所有艇を最良の状態です十分な耐航性を有するように保持し、荒天の海にも対応できる経験十分で体調万全なクルーを乗り込ませよう万全を尽くさねばならない。オーナーは船体、スパー、リギン、セール及び全ての備品を確実に整備し、また安全備品が適正に維持格納され、その使用法と置き場所をクルーに熟知させておかなければならない。

2.2 この特別規定の制定、及びこの規定に基づく検査の実施によってオーナー及びにオーナーの代理の安全かつ無限の責任は何ら軽減されるものではないこと。

2.3 レースをスタートするか、あるいはレースを続行するか否かはすべて各艇の責任のみで決定されること。遭難における救助、捜索についての判断も各艇の自己の判断と責任によることを理解すること。

注) オーナーおよびオーナー代理を艇の所有者ならびに競技参加者艇長と読み替えるべきである。また文中クルーとは艇長を含むすべての乗員のことである

### 第4項 通信手段

レース委員会の発行する帆走指示書に従う通信手段を確実に実行できること。

家族等からの要請で捜索に入った場合、それが事実、事故や遭難である場合は勿論、結果的に無線その他指定する通信手段の連絡不通などであり遭難ではなかった場合であっても、出艇参加者側の責任においてその費用のすべての負担を負う事を了解すること。

この場合連絡の不通が出艇参加者側の連絡義務違反であろうと、通信手段の技術的問題の場合であろうと出艇参加者側の負担を免れるものではないこと。

### 第5項 保険

競技参加者は大会開催前後の期間を含む事故に適用する傷害保険及びに賠償責任保険、ならびに捜査救助保険を付帯していること。

保険金額に関しては十分な保険金額であること。

### 第6項 著作権

レースイベント全体の著作権は共同主催者に帰属し、写真、記事、報道内容について参加者の肖像権、プライバシーの内容に触れるものであっても大会期間中のものであれば共同主催者によって公表、開示されることを拒否できないこと。しかも個々の艇もしくは参加者においては、共同主催者への断りなく、雑誌もしくは、報道紙に有料、無料でレース参加記事を書くことも禁じられること。

### 第7項 契約の有効性

本契約は必ずしも独立して契約書として存在しなくても、参加申込書やレース公示の裏側

に  
プリントされていても、又レース公示の中に内容として盛り込まれていても有効である。  
本契約書に署名することによって競技参加者ならびにその家族は参加者の責任を理解し受諾  
したこととする。また参加者が未成年である場合には参加者の親権者が本契約書の趣旨を理  
解し署名すること。

署名	艇名	セールNO
	競技参加者艇長	日付
	競技参加者	日付
	共同主催団体 公財)日本セーリング連盟 特別加盟団体 日本ミニトン協会	